

四半期決算の会計処理に関する留意事項

公認会計士 ^{さ せ たけし} 佐瀬 剛

公認会計士 ^{は た の しんじ} 波多野 伸治

本稿では、平成30年3月期決算会社の第1四半期決算（平成29年4月1日から同年6月30日まで）の会計処理に関する主な留意事項について解説を行う。

第1四半期に適用される新基準等には、実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」があるが（Ⅰ参照）、影響のある会社は限定的と考えられる。Ⅱ以降も参照して、引き続き、すでに公表済みの会計基準等にも留意していただきたい。

【目次】

- Ⅰ 実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」
- Ⅱ 有価証券の評価
- Ⅲ 固定資産の減損処理
- Ⅳ セグメントの区分方法の変更

なお、次号の本誌（『会計情報』2017年8月号）において四半期報告書の開示について解説を行う予定である。

Ⅰ 実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、平成29年5月2日に「実務対応報告第35号『公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い』」（以下「本実務対応報告」という。）を公表した。

1 公表の経緯・目的

平成23年に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「民間資金法」という。）が改正され、管理者等（民間資金法第2条第3項に規定する公共施設等の管理者である各省各庁の長等をいう。以下同じ。）が所有権を有する公共施設等（民間資金法第2条第1項に規定する道路、空港、水道等の公共施設、庁舎等の公用施設、教育

文化施設等の公益的施設等をいう。以下同じ。）について、公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を民間事業者に設定する制度（以下「公共施設等運営権制度」という。）が新たに導入された（本実務対応報告1項）。

本実務対応報告は、公共施設等運営事業（民間資金法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。以下同じ。）における運営権者（民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権を有する者をいう。以下同じ。）の会計処理等について、実務上の取扱いを明らかにすることを目的とするとされている（本実務対応報告1項）。

なお、本実務対応報告では、運営権者が公共施設等運営権を取得する取引及び公共施設等に係る更新投資を実施する取引に関して、当面、必要と考えられる会計上の取扱いを示しているが、公共施設等運営権制度は、今後、様々な事業分野において実施されることが想定されるため、本実務対応報告において定めのない事項については、今後の公共施設等運営権制度の進展や市場関係者の要望に基づき、その検討の要否を判断することになると考えられるとされている（本実務対応報告25項）。

2 範囲

本実務対応報告は、公共施設等運営事業において、運営権者が実施する以下の取引に関する会計処理及び開示に適用するとされている（本実務対応報告2項）。

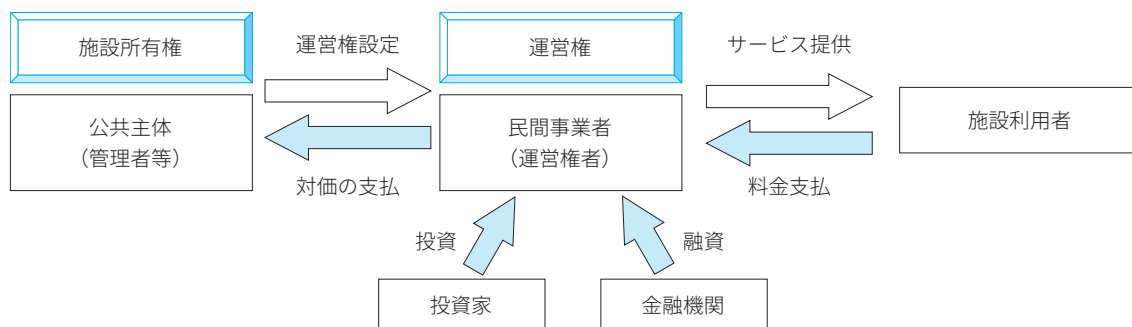
対象となる取引	参照
① 公共施設等運営権を取得する取引	詳細は4参照。
② 公共施設等に係る更新投資（民間資金法第2条第6項に基づき、運営権者が行う公共施設等の維持管理をいう。以下「更新投資」という。）を実施する取引	詳細は5参照。

3 公共施設等運営権制度の概要

平成23年に改正された民間資金法において新たに設けられた公共施設等運営権制度とは、利用料金の徴収を行う公共施設等（民間資金法第2条第1項に規定する道路、空港、水道等の公共施設、庁舎等の公用施設、教育文化施設等の公益的施設等をいう。）について、当該施

設の所有権を公共主体（管理者等）が有したままで、公共施設等運営事業を実施する権利（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権）を民間事業者（運営権者）に設定する制度である。

【図表1 公共施設等運営権制度のイメージ】



(出典：実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表【参考資料】)

運営権者が実施する公共施設等運営事業とは、特定事業（民間資金法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。）であって、公共施設等運営権の設定を受けて、管理者等が所有権を有する公共施設等について運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものである（民間資金法第2条第6項）。

民間資金法では、公共施設等運営権が物権とみなされており（民間資金法第24条）、公共施設等運営権への抵当権の設定等が可能である。また、権利の性質上、その

行使には一定の制約を受けるため、分割又は併合が認められておらず、第三者へ移転する場合は、管理者等の許可を受けなければならない（民間資金法第26条）。

4 公共施設等運営権に関する会計処理

(1) 公共施設等運営権の取得時の会計処理

① 公共施設等運営権の計上

運営権者は、公共施設等運営権を取得した時に、管理者等と運営権者との間で締結された実施契約（民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。以下同じ。）において定められた公共施設等運営権の対価（以下「運営権対価」という。）について、合理的に見積られた支出額の総額を無形固定資産として計上するとされている（本実務対応報告3項）。

(仕訳イメージ)

(借方) 公共施設等運営権	××	(貸方) 公共施設等運営権に係る負債	××
---------------	----	--------------------	----

運営権対価を分割で支払う場合、資産及び負債の計上額は、運営権対価の支出額の総額の現在価値によるとされている（本実務対応報告4項）。

現在価値の算定にあたっての留意事項は図表2を参照。

【図表2 運営権対価の支出額の総額の現在価値の算定にあたっての留意事項】

項目	留意事項
割引率	<p>運営権対価の支出時期及び支出額が固定されるため、運営権者の契約不履行に係るリスク（以下「運営権者の信用リスク」という。）を割引率に反映させるとされている（本実務対応報告5項、36項）。</p> <p>運営権者は、例えば、次のような利率を割引率に用いることが考えられるとされている（本実務対応報告36項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実施契約において明示される利率 ● 運営権設定期間における運営権者の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率
運営権対価の支出額の総額とその現在価値との差額の会計処理	<p>運営権対価の支出額の総額とその現在価値との差額については、運営権設定期間（民間資金法第17条第3号に規定する公共施設等運営権の存続期間をいう。以下同じ。）にわたり利息法により配分するとされている（本実務対応報告5項）。</p>

② 運営権対価の見積りの変更

合理的に見積られた運営権対価の支出額に重要な見積りの変更が生じた場合、当該見積りの変更による差額は、公共施設等運営権を取得した時に計上した資産及び負債の額に加減し、減価償却を通じて残存耐用年数にわたって費用配分を行うとされている（本実務対応報告6項、40項）。

③ リース会計基準との関係

公共施設等運営権の取得は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）の適用範囲に含めないとされている（本実務対応報告7項、39項）。

(2) 公共施設等運営権の減価償却の方法及び耐用年数

無形固定資産に計上した公共施設等運営権は、原則として、運営権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分するとされている（本実務対応報告8項）。

実施契約において、一定の条件の下で運営権設定期間を延長することができる条項（以下「延長オプション」という。）が定められる場合、公共施設等運営権の運営権設定期間は、一般的に超長期にわたるため、延長オプションを行使するか否かについて合理的に見込むことは通常困難であると考えられ、運営権者が当該条項を行使する意思が明らかな場合を除き、延長可能な期間は公共施設等運営権の耐用年数に含めないとされている（本実務対応報告9項、44項）。

(3) 公共施設等運営権の減損損失の認識の判定及び測定における資産のグルーピング

公共施設等運営権は「固定資産の減損に係る会計基

準」（以下「減損会計基準」という。）の対象となる。その適用に際して、減損損失の認識の判定及び測定において行われる資産のグルーピングは、原則として、実施契約に定められた公共施設等運営権の単位で行うとされている（本実務対応報告10項）。

ただし、管理会計上の区分、投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。）を行う際の単位、継続的な収支の把握がなされている単位及び他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローとの相互補完性を考慮し、公共施設等運営事業の対象とする公共施設等ごとに合理的な基準に基づき分割した公共施設等運営権の単位でグルーピングを行うことができるとされている（本実務対応報告10項）。

(4) プロフィットシェアリング条項

実施契約において、運営権対価とは別に、各期の収益があらかじめ定められた基準値を上回ったときに運営権者から管理者等に一定の金銭を支払う条項（以下「プロフィットシェアリング条項」という。）が設けられる場合、当該条項に基づき各期に算定された支出額を、当該期に費用として処理するとされている（本実務対応報告11項）。

5 更新投資に関する会計処理

(1) 更新投資に係る資産及び負債の計上

更新投資とは、運営権対価の支出とは別に、民間資金法第2条第6項に基づき、運営権者が行う公共施設等の維持管理をいうものである（本実務対応報告51項）。

更新投資に係る資産及び負債の計上等に関する取扱いは、図表3のとおりとするとされている（本実務対応報告12～14項）。

【図表3 更新投資に係る資産及び負債の計上方法等】

分類	更新投資に係る資産及び負債の計上方法等								
(1) 下記 (2) 以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> 更新投資を実施した時に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属するものに限る。以下同じ。）に関する支出額を資産として計上する（本実務対応報告12項(1)）。 → 更新投資に係る資産は、その支出の効果が当該更新投資の経済的耐用年数にわたって及ぶ資産と考えられる。 								
(2) 運営権者が公共施設等運営権を取得した時において、 ① 【更新投資の義務性の程度】 大半の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、管理者等から運営権者に対して実施契約等で提示され、 ② 【更新投資の支出額及び支出時期の合理的な見積りの可能性】 当該提示によって、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合	<ul style="list-style-type: none"> 当該更新投資の義務性を貸借対照表上に表すために、公共施設等運営権取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上する（本実務対応報告12項(2)）。 → 更新投資に係る資産は、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額を表しており、運営権設定期間にわたって費用配分する観点で計上される資産と考えられる。 <p>【(2) に基づき資産及び負債を計上する場合の留意事項】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">項目</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現在価値の算定に用いる割引率</td> <td>運営権対価の支出額の総額の現在価値の算定に用いたものと同じ利率とする（本実務対応報告13項）。</td> </tr> <tr> <td>更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額とその現在価値との差額</td> <td>運営権設定期間にわたり利息法により配分する（本実務対応報告13項）。</td> </tr> <tr> <td>更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額及び支出時期に重要な見積りの変更が生じたとき</td> <td>当該見積りの変更による差額を資産及び負債の額に加減する（本実務対応報告14項）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	留意事項	現在価値の算定に用いる割引率	運営権対価の支出額の総額の現在価値の算定に用いたものと同じ利率とする（本実務対応報告13項）。	更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額とその現在価値との差額	運営権設定期間にわたり利息法により配分する（本実務対応報告13項）。	更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額及び支出時期に重要な見積りの変更が生じたとき	当該見積りの変更による差額を資産及び負債の額に加減する（本実務対応報告14項）。
項目	留意事項								
現在価値の算定に用いる割引率	運営権対価の支出額の総額の現在価値の算定に用いたものと同じ利率とする（本実務対応報告13項）。								
更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額とその現在価値との差額	運営権設定期間にわたり利息法により配分する（本実務対応報告13項）。								
更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額及び支出時期に重要な見積りの変更が生じたとき	当該見積りの変更による差額を資産及び負債の額に加減する（本実務対応報告14項）。								

(2) 更新投資に係る資産の減価償却の方法及び耐用年数

更新投資に係る資産の減価償却の方法及び耐用年数

は、図表4のとおりとするとされている（本実務対応報告15項）。

【図表4 更新投資に係る資産の減価償却の方法及び耐用年数】

分類	更新投資に係る資産の減価償却の方法及び耐用年数
(1) 図表3 (1) の場合（本実務対応報告12項 (1) に基づき資産を計上する場合）	当該更新投資を実施した時より、当該更新投資に係る資産の経済的耐用年数（当該更新投資に係る資産の経済的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営権設定期間を上回る場合は、当該残存する運営権設定期間）にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分する（本実務対応報告15項 (1)）。
(2) 図表3 (2) の場合（本実務対応報告12項 (2) に基づき資産を計上する場合）	運営権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価から残存価額を控除した額を各事業年度に配分する（本実務対応報告15項 (2)）。

6 開示

ついて、図表5のとおり表示するとされている（本実務対応報告16～19項）。

(1) 表示

公共施設等運営権や更新投資に係る資産及び負債等に

【図表5 公共施設等運営権や更新投資に係る資産及び負債等の表示】

項目		区分	科目	
資産	公共施設等運営権 (4 (1) ①、本実務対応報告3項、4項参照)	無形固定資産	公共施設等運営権などその内容を示す科目	
	更新投資に係る資産 (5 (1)、本実務対応報告12項参照)	無形固定資産	その内容を示す科目 (※)	
	(※) 民間資金法上の位置付けが公共施設等運営権とは異なると考えられるため、公共施設等運営権とは区分し、無形固定資産の区分にその内容を示す科目をもって表示するとされている（本実務対応報告57項）。			
負債	運営権対価を分割で支払う場合に計上する負債 (4 (1) ①、本実務対応報告4項参照)	貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するもの	流動負債	公共施設等運営権に係る負債などその内容を示す科目
		貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するもの	固定負債	
	(取得時に、支出すると見込まれる額の総額の現在価値を資産として計上した)更新投資に係る負債 (5 (1) 図表3 (2)、本実務対応報告12項 (2) 参照)	貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するもの	流動負債	その内容を示す科目
		貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するもの	固定負債	

(2) 注記事項

運営権者は、原則として、図表6の事項を公共施設等運営権ごとに注記するとされている（本実務対応報告20項）。

ただし、同一の実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合、又は個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数の公共施設等運営権全体については重要

性が乏しくない場合には、集約して注記することができるとされている（本実務対応報告20項）。

同一種類の公共施設等運営権とは、民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権の対象となる公共施設等（民間資金法第2条第1項に規定する道路、空港、水道等の公共施設、庁舎等の公用施設、教育文化施設等の公益的施設等をいう。）の種類が同一であることを想定しているとされている（本実務対応報告59項）。

【図表6 公共施設等運営事業に係る注記事項】

- (1) 運営権者が取得した公共施設等運営権の概要（公共施設等運営権の対象となる公共施設等の内容、実施契約に定められた運営権対価の支出方法、運営権設定期間、残存する運営権設定期間、プロフィットシェアリング条項の概要等）
- (2) 公共施設等運営権の減価償却の方法
- (3) 更新投資に係る事項
 - ① 主な更新投資の内容及び投資を予定している時期
 - ② 運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の計上方法
 - ③ 更新投資に係る資産の減価償却の方法
 - ④ 本実務対応報告12項 (1) に基づき更新投資に係る資産を計上する場合（図表3 (1) 参照）、翌期以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、合理的に見積ることが可能なキャッシュ・フローの金額及びその内容

7 適用時期

公共施設等運営権制度は、平成23年に改正された民間資金法において新たに設けられたものであり、実際の運用が既に開始されていること、また、本実務対応報告は、公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に係る実務上の取扱いをより明確にするものであり、特段の周知期間が必要ないと考えられることから、本実務対応報告は、平成29年5月31日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することとされている（本実務対応報告21項、61項）。

なお、当該制度の実際の運用の開始から間もないことを踏まえ、特定の経過的な取扱いを定めずに、本実務対応報告を過去の期間のすべてに遡及適用することとした（本実務対応報告61項）。

II 有価証券の評価

1 時価のある^(注)有価証券の減損処理

四半期財務諸表は、原則として年度決算に適用される会計方針に準拠して作成しなければならないので（四半期財務諸表に関する会計基準（以下「四半期会計基準」という。）9項）、有価証券の減損処理は四半期においても実施しなければならない（金融商品会計に関するQ&A（以下「金融商品Q&A」という。）Q31のA）。

このため、市場価格のある株式については、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除いて、減損処理が必要になるので、時価の著しい下落と回復可能性の判定については、慎重に判断する必要がある（金融商品会計に関する実務指針（以下「金融商品実務指針」という。）91項）。

四半期会計基準では、継続適用を前提に、四半期会計期間末における有価証券の減損処理について、四半期洗替え法のほか、四半期切放し法の適用を認めている（四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（以下「四半期適用指針」という。）4項）。

(注)「時価のある」とは、金融商品実務指針47項の時価の定義における「市場価格に基づく価額」又は「合理的に算定された価額」のあるものをいい、金融商品会計基準20項にいう「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの」と同義で使用している。ただし、株式（非公開株式を含む。）については、金融商品実務指針48項におけるように、市場で売買される株式について市場価格に基づく価額が存在する場合のみ時価のある有価証券とする。したがって、市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う（金融商品実務指針63項）。

(1) 時価が50%程度以上下落した場合

売買目的有価証券以外の時価のある有価証券について、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行わなければならない（金融商品実務指針91項、284項）。

ここで、合理的な反証がある場合とは、決算日後監査報告書提出日前までに時価が概ね取得原価の水準まで回復している場合など、極めて限定的な場合と考えられる。

(2) 時価の下落率が50%程度未満の場合

時価の下落率が30%から50%程度未満の場合には、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とするかどうかを判断することになる。

個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」とときには該当しないものと考えられる（金融商品実務指針91項、284項）。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準については、恣意性を排除するために、文書をもって設定しておき、每期継続的に適用することが必要である（金融商品実務指針284項）。

個々の銘柄の有価証券のうち合理的な基準に該当するものについては、時価の回復可能性の判定を行い、減損処理の要否を決定しなければならない（金融商品実務指針284項）。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理

四半期決算等において、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、四半期会計期間末までに入手し得る直近の財務諸表等により減損の要否を判断することになり（四半期適用指針5項）、当該時点において金融商品実務指針92項の減損処理の要件を満たしていれば、その四半期決算等において減損処理を行うことが合理的と考えられる。

この場合には、年度決算等において財政状態の改善等が明らかになっている場合を除いて、四半期決算等において行った減損処理を年度決算等で戻入処理することには慎重でなければならない（金融商品Q&A Q31のA）。

(1) 財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したとき

時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したとき（少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合）には、相当の

減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならず（金融商品に関する会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）21項、金融商品実務指針92項）

【図表7 留意事項】

留意事項	
財政状態	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額（金融商品実務指針92項） <ul style="list-style-type: none"> - 基礎とする財務諸表は、決算日までに入手し得る直近のものを使用し、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明していればその事項も加味する（金融商品実務指針92項）。 - 発行会社の財務諸表において資産等の時価評価が行われていない場合には、時価評価のための資料が合理的に入手可能である限り、それに基づいて財務諸表を修正する必要がある（金融商品実務指針285項）
財政状態の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上記の1株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合（金融商品実務指針92項）
実質価額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額（金融商品実務指針92項） <ul style="list-style-type: none"> - 会社の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額が実質価額として評価される場合もある（金融商品実務指針92項）。 - このような株式については、たとえ発行会社の財政状態の悪化がないとしても、超過収益力が見込めなくなった場合には、実質価額が取得原価の50%程度を下回っている限り、減損処理をしなければならない（金融商品Q&A Q33のA）。 - 株式を取得したときの業績予測とその後の実績を比較することが必要となる。毎期利益を計上していても、株式取得時の業績予測を下回っている場合は、超過収益力が低下している可能性があると考えられる。 ▶ 実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう（金融商品実務指針92項）。 ▶ 減損処理を行う場合、実質価額が翌期首の取得原価となる（金融商品実務指針283-2項）。

(2) 回復可能性

子会社や関連会社等（特定のプロジェクトのために設立された会社を含む）の株式については、実質価額が著しく低下したとしても、事業計画等を入手して回復可能

性を判定できることもあるため、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる（金融商品実務指針92項、285項）（留意事項は図表8を参照）。

【図表8 留意事項】

留意事項	
回復可能性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業計画等は実行可能で合理的なものでなければならない（金融商品実務指針285項）。 <ul style="list-style-type: none"> - 実質価額が著しく低下している子会社株式及び関連会社株式の評価にあたっては、当該会社に係る事業計画等の合理性、実行可能性、過年度における事業計画等の達成状況について、慎重に判断する必要がある。 ▶ 回復可能性の判定は、おおむね5年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとする（金融商品実務指針285項）。 <ul style="list-style-type: none"> - 特定のプロジェクトのために設立された会社で、当初の事業計画等において、開業当初の累積損失が5年を超えた期間経過後に解消されることが合理的に見込まれる場合を除く。 - 回復可能性の判定は、取得原価まで回復するかどうかによって行う（50%程度以上低下した状態が解消することではない）。 - 「おおむね5年以内に回復すると見込まれる金額」は、回復可能性の判定に用いるもので、実質価額（減損処理を行う場合、当期末の取得原価となる額）の算定に用いるものではない。 ▶ 回復可能性は毎期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の要否を検討しなければならない（金融商品実務指針285項）。 <ul style="list-style-type: none"> - 株式を取得したときの業績予測とその後の実績を比較することが必要となる。設立して間もない子会社や関連会社等（特定のプロジェクトのために設立された会社を含む。）の株式について、設立当初の事業計画等と実績を比較する。

3 債券の減損処理（売買目的有価証券以外）

時価のある債券の減損処理は前述「1 時価のある有価証券の減損処理」参照。

債券に付すべき時価は市場価格とし、市場価格がない場合（市場価格を時価とみなせない場合を含む。）には、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする（金融商品実務指針61項）。

以下のような場合など、信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落したときには、十分な根拠に基づいて反証できない限り、回復する見込みがあるとは認められない（金融商品実務指針91項、284項）。

- ▶ 格付けの著しい低下があった場合
- ▶ 債券の発行会社が債務超過の状態にある場合
- ▶ 債券の発行会社が連続して赤字決算の状態にある場合

信用リスクが短期間に大幅に減少する可能性は低いいため、債券については、四半期決算等において行った減損処理を年度決算で戻入処理するような状況には至らないのが一般的と考えられる（金融商品会計Q&A Q31のA）。

時価を把握することが極めて困難と認められる（市場価格がなく、かつ、時価を合理的に算定できない）債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずるとされている（金融商品会計基準19項（1））ため、当該債券については、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて信用リスクに応じた償還不能見積高を算定し、会計処理を行う。なお、償還不能見積高の算定は、原則として、個別の債券ごとに行うものとする（金融商品実務指針93項）。

債券については、市場価格がなく、かつ、その貸借対照表計上額の重要性に比べ時価の測定には過大なコストを要することなどから時価を把握することが極めて困難と認められる場合は、限定的であると考えられる（金融商品実務指針259項）。

4 種類株式の評価

種類株式については、商品設計において様々な条件を設けることにより、異なる内容の優先株式とすることができる。

本稿では特定の種類株式を想定していないので、会計処理を決定する際には、実際の種類株式の具体的な内容にしたがって判断する必要がある。

種類株式の評価については、実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第10号」という。）がある。

種類株式の評価については、市場価格のある種類株式

と市場価格のない種類株式にわけて規定されている（実務対応報告第10号Q2）。

市場価格のない種類株式の減損処理については、①評価モデルを利用するケースと②評価モデルを利用して算定された価額を得ることが困難なケースにわけて規定されている（実務対応報告第10号Q3）。

種類株式の内容にはさまざまなものがあるが、市場価格のない種類株式については、評価モデルを利用して評価可能なものもあるので、その利用の可否について検討する必要がある。

III 固定資産の減損処理

減損処理は、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態が相当程度に確実な場合に限って回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であり、直接的に貸借対照表価額を求めるものではない。

したがって、期末のみならず、期中において減損処理が行われる場合がある（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（以下「減損適用指針」という。）134項）。

使用範囲又は方法について当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定（事業の廃止や再編成・除売却・転用等）や、経営環境の著しい悪化に該当する事象が発生したかどうかについて留意することとされている（四半期適用指針92項、減損適用指針13項、14項）。

IV セグメントの区分方法の変更

1 マネジメント・アプローチ

セグメント情報等の開示に関する会計基準（以下、「セグメント会計基準」という。）では、マネジメント・アプローチが採用されており、経営者が経営上の意思決定を行い、また、業績を評価するために、企業の事業活動を区分した方法に基づいて、単一の区分方法によるセグメント情報を財務諸表に開示することとされている（セグメント会計基準61項）。

2 量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更

各年度において開示されるセグメント情報の年度間の比較可能性を確保する必要があるため、セグメント会計基準に定める量的基準を適用して報告セグメントを決定するにあたっては、相当期間にわたりその継続性が維持されるよう配慮するものとする（セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（以下「セグメント適用指針」という。）9項）。

このため、前年度において報告セグメントとされた事

業セグメントが当年度においてセグメント会計基準に定める量的基準を下回るとしても、引き続き重要であると判断される場合には、当該セグメントに関する情報を区分し、継続的に開示しなければならないとされている。当該事業セグメントが継続して重要であるか否かを判断するにあたっては、当該事業セグメントが区分して開示されないこととされた場合、財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価する上で、重要な影響を及ぼすか否かを検討する必要があると考えられるとされている（セグメント適用指針24項）。

ある事業セグメントの量的な重要性の変化によって、報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報を開示しなければならないとされている。ただし、前年度のセグメント情報を当年度の報告セグメントの区分により作り直した情報を開示することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響を開示することができる。なお、セグメント会計基準では、必要な情報の入手が困難な場合や、当該情報を作成するために過度の負担を要する場合には、実務上困難なものとする（セグメント会計基準16項）。

3 組織変更等によるセグメントの区分方法の変更

セグメント会計基準では、企業の組織構造の変更等により報告セグメントを変更する場合には、事実の変化によるセグメントの区分方法の変更として取り扱うこととされている（セグメント会計基準88項）。

企業の組織構造の変更等、企業の管理手法が変更されたために、報告セグメントの区分方法を変更する場合には、その旨及び前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示するものとする（セグメント会計基準27項）。

ただし、前年度のセグメント情報を当年度の区分方法により作り直した情報を開示することが実務上困難な場合には、当年度のセグメント情報を前年度の区分方法により作成した情報を開示することができる（セグメント会計基準27項）。

上記の開示を行うことが実務上困難な場合には、当該開示に代えて、当該開示を行うことが実務上困難な旨及びその理由を記載しなければならないとされている。また、上記の開示は、セグメント情報に開示するすべての項目について記載するものとするが、一部の項目について記載することが実務上困難な場合は、その旨及びその理由を記載しなければならないとされている（セグメント会計基準28項）。

4 四半期の開示

四半期会計基準においては、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容を開示するものとされている（四半期会計基準19項（7）④、25項（5-2）④）。

その内容とは以下の通りである（四半期適用指針40項）。

(1) 報告セグメントの変更

① 事業セグメントの量的な重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントの範囲の変更

その旨、期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高の情報に与える影響を記載する。

② 組織変更等、企業の管理手法が変更されたことによる報告セグメントの区分方法の変更

その旨、前年度の対応する期首からの累計期間について変更後の区分方法により作り直したセグメント情報に基づく報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高の情報を記載する。ただし、当該情報を開示することが実務上困難な場合には、期首からの累計期間について前年度の区分方法により作成した報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高の情報を記載することができる。

(2) 事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の重要な変更

その旨、変更の理由、当該変更が期首からの累計期間に係る報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高の情報に与えている影響を記載する。

なお、(1) 及び (2) の記載のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。

前年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法の変更を行っており、かつ、前年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間で、報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する期間の報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高、報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期連結損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要を開示するものとされている。

なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を

算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載するとされている（四半期会計基準19項（7）⑥）。

上記の他、各報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類について重要な異動がある場合には、その内容を記載することとされている（四半期適用指針41項）。

また、企業結合や事業分離などにより、セグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に前年度末の金額と比較して著しい変動があった場合には、その概要を記載するものとされている（四半期会計基準19項（7）②、25項（5-2）②、四半期適用指針42項）。

以上

デロイト トーマツ 企業リスク研究所 季刊『企業リスク』のご案内

<http://www.deloitte.com/jp/book/er>

デロイト トーマツ 企業リスク研究所では、企業を取り巻くさまざまなビジネスリスクへ適切に対処するための研究活動を行っています。季刊誌「企業リスク」は、その研究成果や、各種リスクに関する実務経験を備えた専門家（研究所所属）の知見をお届けする専門誌です。最新号の試読も承っておりますので、是非この機会にお試しく下さい。（お一人様一回限り）

〈最新号 第56号（2017年7月号）掲載事項〉

● **企業リスク最前線（インタビュー）** 続：ガバナンスシステムの最適化に向けて

- ・戦略と一体のものとしてガバナンスを深化させる
ー株式会社資生堂 代表取締役 執行役員社長 兼 CEO 魚谷 雅彦 氏
- ・なぜパナソニックは自ら変革するのか
ーパナソニック株式会社 取締役・常務執行役員 石井 純 氏

● **特集** ストラテジックリスクへの対応の必要性

- ・ストラテジックリスクとは
- ・ストラテジックリスクへの対応事例
- ・企業のストラテジックリスクマネジメントのあるべき姿

● **研究室**

- I. 人権リスクに関する動向と日本企業の対応
- II. 在インド日系企業が抱える経営管理上の課題と対策

お問合せ先 デロイト トーマツ 企業リスク研究所 Tel:03-6213-1113 E-mail:risk-magazine@tohatsu.co.jp